

2011 年 3 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

(社)日本鉄鋼連盟

「リース会計に関する論点の整理」に対するコメント

貴委員会より公表された標記論点整理に関して、下記のとおりコメントを提出しますので、今後の審議においてご検討頂きたく、お願い申し上げます。

記**【総論】 リース会計に関する鉄鋼業界の基本的考え方**

IASB と FASB の ED の提案は、従来「使用权」の概念がなかったため形式的にオペレーティングリースと判定されてきた取引を、実質的に判定をすることによりリースとして取り扱い、広くオンバランスするものであり、財務諸表の有用性の向上に資することから、提案の方向性に同意する。

しかしながら、サービス要素とリース要素を区分できない場合の取扱いについては、大きな問題を孕んでいると考えられるため、強く反対する。

各論点に対するコメント**【論点 1】 会計モデルと範囲****〔論点 1-1〕 使用权モデル（借手の会計処理）**

リース取引には多様な取引があるものの、「使用权」の概念はどの取引にも基本的要素として適用できるものであり、それによるオンバランス化は財務諸表の有用性の向上に資するものとする。

なお、第 16 項にあるとおり、多様なリースが存在する中で、我が国の会計基準にこのモデルのみを借手の会計処理として採り入れることについては、慎重な検討をお願いしたい。

〔論点 1-3〕 リースの定義と適用範囲**〈論点 1-3-1〉 リースの定義**

鉄鋼業界では、リースの定義について、サービス要素とリース要素を区分できる場合は、リースの可能性があるので、第 44 項(2)にて判定し、区分できない場合は、サービスと判定するという方針を採用すべきものと考えている。

なお、第 44 項(2)については、構内プラントやオフィス賃貸について複数の解釈を惹起しかねないこ

とから、より明確にできるようなガイダンスの充実が必要である。具体的には、第44項(2)の「当該資産」が具体的に何を指しているのか、原資産100%であるのか、部分的に賃貸している部分なのかが明確にされるべきである。

〈論点 1-3-4〉賃貸等不動産

第76項のように、履行義務アプローチ・認識中止アプローチを適用しようとする、「予想リース期間」や「予想賃料の合計」を見積もる必要が出てくるが、不動産取引の慣習とは相容れないと考える。

〈論点 1-3-5〉サービス要素の区分

IASB 及び FASB の ED で提案されているサービス要素とリース要素を区分できない場合の取扱いについては、大きな問題を孕んでいると考えられる。

ED では、サービス要素とリース要素が区分できない場合には、契約全体をリースとして会計処理すべきこととしているが、リース契約の中には、資産の保守・管理の実務負担を考慮し、外部会社からのサービス享受を意図した結果、リース契約を締結する場合が数多くあり、このような契約の多くは、借手においてサービス要素とリース要素が合理的に区分ができないものと考えられる。

現行のリース会計基準は、資金調達の一手法としてリース債務を開示し得る点で、財務諸表の有用性に寄与している点は評価されるべきであるが、サービス要素とリース要素を区分できない契約にまで、一律に契約全体をリースとして会計処理することは、先に述べた資金調達状況の開示という観点からは負債が過大計上され、投資家に誤解を与える可能性が大きく、理論的にも、このような契約について、積極的にリース取引とする論拠が乏しいと考える。

また、契約全体をリースとして取り扱ってしまうと、サービスの構成要素である「原資産を適正に機能させるための役務提供」や「当該取引によって提供される付加価値」といった原資産の使用権以外の要素までオンバランスされることが懸念される。これは、リースの定義に反するものであるとともに、資産の過大計上に繋がるだけでなく、財務諸表の資産の概念を変質させかねず、本提案の目的とされている「財務諸表利用者の有用性の向上」に逆行するものである。

リース要素を含む取引はファイナンス効果を含んでいることは否定できないが、貸手側からすれば取引の主たる目的は、ファイナンスではなく付加価値の提供にある。借手側もファイナンス効果よりもサービス享受による効用拡大を期待している。

今回の提案は、こうしたビジネス実態を踏まえた内容にはなっておらず、ビジネスの成果を適正に反映する会計処理とは言い難いものである。

サービス要素とリース要素が区分できない場合には、サービス取引として会計処理することを認めるなど実務的な配慮をお願いしたい。

〔論点 1-4〕 短期間のリース

ED で提案されている簡便的な会計処理は、現行の日本基準における簡便法と大きなギャップがあり、コストと便益の観点から十分な取り扱いでないと考えている。

短期リースに該当する可能性があるものとしては、コピー機・オフィス備品等が考えられるが、そのようなリース資産は件数が多く事務処理が煩雑となる一方で、金額的にも少額であることが想定され、事業規模全体に占める影響が小さいケースが多いことが考えられる。小口・短期のリースを抽出してオンバランスすることは、コストベネフィットの観点からはメリットがないと考えている。

短期間のリースについては、リース会計の対象外とし、現行の日本基準における少額リース資産の取扱いのような例外規定を設け、賃貸借処理を認めるべきであると考えている。

【論点 3】 追加条件のあるリースの会計処理

〔論点 3-1〕 オプション付リース

〈論点 3-1-1〉 更新オプション及び解約オプション

「発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高くなる最長の起こりうる期間」を合理的に見積もることは、財務諸表作成者および監査人双方にとって挙証負荷が大きく、説明責任のためのコストが過大となる可能性が高くなることが想定される。

リース契約では、企業における意思決定プロセスにおいて、発生する可能性を積み上げるような手法は一般的ではなく、必要性も乏しい。会計処理のために改めてこのようなプロセスを踏まえる必要が生じるとなると、企業、監査人共に実務的な負担が増すばかりか、測定値がマネジメントの実態から乖離する可能性がある。

仮に見積れたとしても借り続けることの拘束性が低い期間に関わる部分については、負債性に疑問がある。また、その見積りにあたって、かえって各企業の恣意性が働きかねず、財務諸表の比較可能性の観点からも問題があるものとする。

企業における意思決定プロセスに鑑みると、リース資産の使用を意図する期間を考慮して契約を締結することが一般的であり、この点から、契約で定められた当初期間をもってリース期間とする、現状の考え方がもっとも客観性があり、合理的かつ適正であるとする。

また、考え方ひとつで変更することができるリース期間に基づきリース料や見直しを測定することは、恣意性が働くこととなりかねず、これを排除することが難しいことから反対である。

〔論点 3-2〕 変動リース料

リース料については、確率加重平均で見積もられたリース料はそれが意味するものが極めて曖昧となり、マネジメントとしても利用可能性が乏しい。リース料の現在価値は確率加重平均ではなく、契約金額を割り引く手法とすべきである。

【論点 4】表示及び注記事項**〔論点 4-1〕借手の表示****(使用権資産の注記)**

使用権資産の注記については、現行の有形固定資産に係る注記のレベルで十分である。従って、期首残高と期末残高の調整表には同意するものの、期間中のリース料現金支払総額については同意しない。

なお、リース期間・リース料が契約ベースとなれば、251 項および 252 項における定性的情報の開示は大幅に簡素化されることが考えられる。

また、〔論点 1-4〕でコメントしたとおり「短期リース」が対象外となれば 251 項(4)項の開示が不要となると考えられる。

(リース料債務の注記)

リース料債務の注記については、現行の有利子負債に係る注記のレベルで十分である。従って、リース料支払債務の満期分析を求める 253 項(借手側)には同意するものの、251 項(6)の期首残高と期末残高の調整表については同意しない。

(貸手の受取債権満期分析の注記)

253 項の(貸手側)受取債権満期分析の開示について同意しない。資産の回収時期の分析に関する情報については現状も開示していない上、リース受取債権だけを満期分析したところで、財務諸表利用者にとって有用であるとは考えられないためである。

以 上